

## 碧南市共同募金委員会会則

(会則)

第1条 社会福祉法人愛知県共同募金会共同募金委員会設置規程第13条の規定に基づき、碧南市共同募金委員会（以下「この会」という。）の会則を、次のとおり定める。

(目的及び事業)

第2条 この会は、共同募金運動の目的達成のために、社会福祉法人愛知県共同募金会（以下「県共募」という。）の定める諸計画に基づき、区域内の地域福祉の推進のため、民意を十分に反映し、次の事業を行う。

- (1) 区域内における共同募金活動の実施
- (2) 区域内における共同募金ボランティアの受入れ、登録、研修及び活動の企画・実践
- (3) 区域内における広報・啓発活動の実施と世論の醸成
- (4) 区域内における民間地域福祉にかかわる資金需要の把握及び配分計画案の策定など配分調整の実施
- (5) 区域内における社会福祉協議会及び受配者との連絡ならびにボランティア団体などからの相談への対応
- (6) 歳末たすけあい運動の推進
- (7) 関係組織との連絡調整
- (8) その他、共同募金運動の目的達成のために必要な事業

(事務所の所在地)

第3条 この会の事務所を愛知県碧南市山神町8丁目35番地に置く。

(運営委員及び監事)

第4条 この会に、運営委員25名以内及び監事2名を置く。

(代表者)

第5条 この会に会長1名及び副会長3名を置く。

- 2 会長は、この会を代表して会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 会長及び副会長は、この会の運営委員会において選任する。
- 5 会長及び副会長は、運営委員として、その定数に含まれるものとする。

(運営委員)

第6条 運営委員は、運営委員会を組織して、第2条に定める目的を達成するために必要な事項を決定し、その執行にあたる。

- 2 運営委員は、運営委員会において選任し、会長が委嘱する。
- 3 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第7条 この会則において別に定める事項のほか、次の事項は運営委員会に付議しなければならない。

- (1) 事業計画及び事業報告
  - (2) 予算及び決算
  - (3) 会則の改正
  - (4) その他、会長が必要と認める事項
- 2 運営委員会は、会長が招集して、その議長となる。
  - 3 運営委員会は、運営委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、議決権の委任を受けて出席した代理者は、定足数に算入する。
  - 4 運営委員会の議事は、出席運営委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(監事)

第8条 監事は、この会の業務及び財務を監査して運営委員会に報告する。

- 2 監事は、運営委員会において選任し、会長が委嘱する。
- 3 監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員会)

第9条 この会に、第2条に定める目的を達成するため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、会長が委嘱する。
- 3 専門委員会の設置運営に関する規程は、別に定める。

(会計)

第10条 この会の会計規程については、別に定める。

(経費)

第11条 この会の経費は、県共募からの事務費及びその他の収入をもって充てる。

(住民参加)

第12条 この会は、住民参加による会務の運営を行うため、運営委員及び各委員を地域住民から公募することができる。

(事務局)

第13条 この会の事務を処理するため事務局を置く。

附 則

- 1 この会則は、平成18年8月1日から施行する。
- 2 この会則の施行により、社会福祉法人愛知県共同募金会碧南市支会会則（昭和32年9月26年施行）及び碧南市共同募金委員会会則（昭和59年9月1日施行）は廃止する。
- 3 この会則の施行当初の代表者、運営委員並びに監事の任期は、第6条第5項、第7条第3項並びに第9条第3項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成29年4月1日から施行する。